



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

新年あけましておめでとうございます。

昨年は災害が日本各地で立て続けに起こり、改めて災害大国であることを実感した1年でした。

新しい年の平穏を願いつつ、皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

## 最新情報

### 消費増税への対応等 2019 年度税制改正大綱を決定

自民・公明両党は12月14日、10月に予定される消費税率10%への引き上げに伴う対応として、需要変動の平準化に向けた取組みなどを中心とした2019年度税制改正大綱を決定しました。消費増税に伴う駆け込み需要や反動減対策としては、住宅と自動車の減税措置を柱とし、住宅と自動車は消費増税後に購入すればメリットのある措置を拡充しました。一方で、所得税や法人税などの大きな改正はなく、消費増税を最優先する改正となりました。

住宅に係る需要変動の平準化のための措置は2020年末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し13年間とします。その際、11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設けます。所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同様に、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

自動車に係る措置では、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げます。自動車税は、消費増税後に新たに購入・登録した車を対象に小型自動車を中心に全ての区分において税率を引き下げます。自動車取得時の負担感も緩和します。消費増税時の2019年10月1日から2020年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減します。

また、消費税率引き上げ時の価格設定の柔軟化も注目されます。大綱は、「消費税率引き上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、消費税率引き上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者へ周知し、小売業者が委縮することなく柔軟に価格設定できる環境を整える」と明記しました。つまり駆け込みが起こった時の値上げや消費が落ち込んだときの値下げを認めるもので、需要変動の平準化を目的とします。

中堅・中小・小規模事業者の支援では、個人事業者の事業承継促進のため相続税・贈与税の新たな納税猶予制度を創設します。現行措置の対象である事業用の宅地に加え、事業用の建物及び一定の減価償却資産を対象とし、税額の猶予割合を100%とするほか、相続のみならず生前贈与も可能とするなど、思い切った措置を講じます。新たな納税猶予制度は10年間の特例措置とし、現行措置との選択適用となります。